

## 職業紹介業務の運営に関する規程

事業所名 公益社団法人千葉県栄養士会

制定施行 平成28年10月1日

### (目的)

第1条 この規定は、無料職業紹介所の運営に関し必要な事項を定める。

### (求人)

第2条 本紹介所は、その他の保健医療の職業（栄養士・管理栄養士）に関する求人の申込みについてこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が、法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合は受理しない。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所して、所定の求人票に業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件などの必要事項を記入して申し込むものとする。

ただし、直接来所できないときは、郵便、ファックスによって申し込むことができる。

### (求職)

第3条 本紹介所は、その他の保健医療の職業（栄養士・管理栄養士）に関する求職の申込みについてこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しない。

2 求職の申込みは、本人が直接来所して、所定の求職票に必要事項を記入して申し込むものとする。

ただし、直接来所できないときは、郵便、ファックスによって申し込むことができる。

### (紹介)

第4条 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるように努めるものとする。

2 求人者には、その希望に適合する求職者の紹介に努めるものとする。

3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ求人票の交付又は希望する場合にはファックスなどにより明示する。

4 求職者を求人者に紹介する場合は、求職者に求人票を交付するとともに紹介状を発行し、これを持参して求人者との面談を行うものとする。求職者への求人票及び紹介状の発行は、来所による手渡し、郵送等により行う。

- 5 求人、求職の申し込みを受けた場合は、依頼に応えることができるように努めるものとする。
- 6 本紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をしない。

（その他）

- 第4条 本紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、事業の運営に努めるものとする。
- 2 求職者等から苦情等が寄せられたときは、迅速、適切に対応するものとする。
  - 3 雇用関係が成立した場合は、求人者、求職者の双方から本紹介所に報告を得ることとする。求職者は、求人先を紹介された場合は、雇用関係が成立しない場合においても同様に報告を得ることとする。
  - 4 本紹介所は、求職者又は求人者から知りえた個人情報、職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程に基づき、適正に行うものとする。
  - 5 本紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であったこと等を理由として差別的な取り扱いは一切行わないものとする。
  - 6 本事業所の取り扱い職種の範囲等は、国内のその他の保健医療の職業（栄養士・管理栄養士）とする。
  - 7 本紹介所の運営に関する規程は以上のとおりとし、業務の運営は、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営することとする。

（規程の変更）

- 第5条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則（平成28年9月10日）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。